

一般競争入札仕様書等に関する回答書

6環共第1588号  
令和6年10月16日

福島県知事 内堀 雅雄

案 件 名	令和6年度うつくしま、エコ・リサイクル製品品質確認調査業務委託
契 約 元 課 名	福島県生活環境部環境共生課
公 告 日	令和6年10月2日
質 問 事 項	(1) 仕様書内 仕様書別紙2 測定方法、報告下限値等のダイオキシン類の分析に関し、自社にて分析装置を所有していないため、外部分析会社へ再委託することが可能でしょうか。  (2) 試料の採取は現地にて行うものか。
回 答	(1) 業務委託契約書(案)第4条2項の規定により、あらかじめ、甲の承諾を得た上で、外部分析会社へ業務の一部を再委託することは可能です(※甲を委託者 福島県、乙を受託者とする。)  (2) 試料の採取は現地にて行うこととします。
備 考	